

PICKUP LAW NEWS

売買契約書で問題となる所有権と危険負担の移転時期

売買契約を締結するときには、所有権と危険負担の移転時期をいつにするかが問題となります。

所有権や危険負担の移転時期に関する規定は、確実に代金の支払いや商品の引き渡しを受けたり、万が一商品が滅失してしまったときに損害を最小限に抑えるために重要になります。

今回は、売買契約書を作成するときには注意すべき所有権と危険負担の移転時期について解説します。



Author

弁護士

荻野 哲也
OGINO TETSUYA

福岡県朝倉市出身。福岡をより楽しく、より便利にしようと奮闘する経営者の皆様の心より尊敬しております。どんな些細な問題でもご相談ください。

所有権の移転時期

①民法の原則

所有権とは、物品や不動産などを、自分の物として自由に使用、収益、処分をする権利をいいます。

民法には、所有権を含む物権の設定や移転は、「当事者の意思表示のみによって」行うことができると規定されています。

自動車の売買であれば、当事者が「この自動車を100万円で売ります」「その自動車を100万円で買います」とお互いに意思表示するだけで、売主から買主に所有権が移転するのが原則です。

②契約成立と同時に所有権が移転する？

ところが、契約時に所有権が移転すると考えると、売主にとっては著しく不利益になります。

たとえば、ある商品を目的物とする売買契約が成立し、買主に所有権が移転したとすると、買主はその商品を自分のものとして使用したり、加工して転売することができます。

その後、買主が支払いを拒絶したり、倒産してしまった場合は、所有権を失った売主は商品を取り戻すことができません。

このように、所有権の移転時期は売主にとっては遅い方が都合がよく、買主にと

っては早い方がよいことになります。

③実務上の扱い

そこで、契約書を作成するときには所有権の移転時期をずらすことにより当事者間の利益調整を行うことが必要になってきます。

たとえば、所有権の移転時期を代金の支払いが完了した時としたり、納品が完了した時にすることが考えられます。

売買契約書を作成するときには、なるべく自社にとって有利な契約書の条項を盛り込み、契約の相手方に提示するようにしましょう。

危険負担の移転時期

①危険負担とは

売買契約が成立すると、売主は物を引き渡す義務を負い、買主は代金を支払う義務を負っています。

ところが、もし引き渡しの前に天災などにより物が失くなってしまえば、売主は物を引き渡す義務を履行することができなくなります。

その場合は、買主は依然として代金を支払わなければいけないのか、あるいは代金の支払い義務は消滅するのかが問題となります。

危険負担とは、売買契約締結後、物が何らかの理由で失くなってしまった場合に当事者のどちらが責任を負担するかという問題です。

②危険負担の移転時期による違い

売主が責任を負担する場合には、買主の支払い義務が無くなり、買主が責任を負担する場合には、支払い義務が残ることになります。

したがって、売主にとっては、責任が早く買主に移転した方が有利になります。

他方、買主にとっては、できるだけ長く責任が売主にとどまり、物が失くなってしまった場合は代金の支払いをしない方が有利といえます。

このように、責任がいつ移転するかという危険負担の問題は、万が一の事態が発生したときには売買の当事者にとって非常に重要な問題となります。

③実務上の扱い

危険負担の移転時期は民法に規定がありますが、この規定は強行規定ではありませんので、当事者の合意によって別の定めをすることができます。

たとえば、売買契約書に「目的物の危険負担は、引渡しが完了した時に、売主か

ら買主に移転する」「目的物の危険負担は、商品の検査が完了した時に、売主から買主に移転する」といった特約を盛り込み、危険負担の時期を設定します。

危険負担の移転時期は売主にとっては早い方が都合がよく、買主にとっては遅い方がよいことになります。

所有権の移転時期と同様、自社になるべく有利なように契約書を作成することが重要です。

最後に

このように、所有権や危険負担の移転の時期によっていざというときに当事者のどちらが負担を負うかが決まってきます。

所有権や危険負担の移転時期は、取引がスムーズに進んでいる間は問題にはなりません。

しかし、いざトラブルが発生したときには不測の損害が発生する原因となりかね

ません。

そのようなリスクを理解せず、契約書の雛形をそのまま流用したり、契約の相手方から提示された契約書を精査することなくサインするのは大変危険です。

売買契約書を作成するときの所有権や危険負担の移転時期をどのように設定すべきかは個別の契約によって異なりますので、専門家である弁護士にご相談することをお勧めいたします。

2024年4月から労働条件明示のルールが変わります

2024年4月1日から、労働基準法施行規則等の改正により、労働条件として明示すべき事項が新たに追加されました。

全ての労働契約締結時と有期労働契約更新時

これまでは雇入れ直後の就業場所と業務の内容を明示すれば足りるとされてきました。

2024年4月以降は、これらの「変更の範囲」についても明示が必要となります。

つまり、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所や業務の内容を明らかにする必要があるということです。

たとえば、就業の場所についてこれまでは「福岡本社」などと雇入れ直後の就業場所のみ記載すれば足りましたが、改正後は、

(雇入れ直後)福岡本社
(変更の範囲)九州の営業所

などと明示する必要があります。

業務の内容については、

(雇入れ直後)総務・経理業務
(変更の範囲)商品、売上管理、電話・窓口対応

などと明示する必要があります。

正社員だけでなく、パートタイマー、契約社員など全ての労働者に対して明示する必要があります。

有期労働契約締結時と更新時

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限の有無と内容の明示が必要になります。

併せて、最初の労働契約更新より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者にあらかじめ説明することが必要になります。

無期転換申込権が発生する契約の更新時

無期転換申込権が発生する更新のタイミングごとに、無期転換を申し込むことができる旨と無期転換後の労働条件の明示が必要となります。

講師のご依頼を多くいただいています

最近、社員研修や業界団体からのセミナー講師のご依頼を多くいただいています。

「トラブル予防のために管理職向けのハラスメント研修を行ってほしい。」

「営業社員のスキルアップのために研修を企画したい。」

「業界団体の集まりで弁護士に講演をしてほしい。」

このようなご要望がありましたら、たくみ法律事務所どうぞお気軽にご相談ください。



インターネット上の口コミでお困りではありませんか？

匿名での投稿が可能なインターネット社会では、見えない相手から苦しめられ、どうしたらいいかわからず不安に思い追いつまされてしまう方も多いと思います。

弁護士はそのような問題に対して解決への道筋を示し、皆様の不安を解消することができます。

弁護士が、削除の見込みがどれだけあるか判断し、任意交渉や裁判手続による削除請求の手続を進めます。

弁護士による
無料診断は
こちらから！



このようなお悩みありませんか？

- Googleの口コミに身に覚えのない悪評を書き込まれた
- 5ちゃんねる・爆サイに誹謗中傷コメントをされた

など



たくみ法律事務所が削除請求に強い理由

たくみ法律事務所にはインターネット上の誹謗中傷の削除請求に関する専門的なノウハウを有する弁護士が所属し、交渉や裁判手続による削除請求をスムーズに進めることができます。

また、弊所には弁護士のほかにITの専門スタッフが在籍し、法的な対処が難しい場合でも「逆SEO」=ITを駆使した解決が可能です。

技術領域と法務領域を兼ね備えているたくみ法律事務所だからこそ、誹謗中傷に対して実効性のある措置が可能になるのです。

	 IT× 弁護士	 弁護士	 削除代行業者
技術領域	○	○	○
法務領域	○	○ or △	×

無料相談のご予約

0120-043-211 【受付 9:00-19:00】